青森県報　号外第12号　（毎週月・水・金曜日発行）
（１）平成16年３月５日　金曜日

青森県報

号外第十二号

平成十六年三月五日（金曜日）

目　次

監査委員

○監査結果に対する措置の公表……（事務局）…１
○包括外部監査結果に対する措置の公表……（　同　）…１

監　査　委　員

監査結果に対する措置の公表

平成15年11月６日付け青監査第97号及び平成16年１月29日付け青監査第128号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年３月５日

青森県監査委員　片谷　稔
同　橋本敏子
同　西谷　洌
同　清水悦郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
秘書課	旅費において、精算が適正に行われていないものがある。	支出金額誤り、精算誤り分については追給・返納済みである。 今後は適正な財務事務の執行に努めることとする。
総務学事課	旅費において、支給金額が誤っているもの及び精算が適正に行われていないものがある。	適正な金額に是正し、追給等所要の手続きを行ったが、今後は適正な予算執行に努め、事務処理に遺漏がないよう職員間の連絡を密にし、チェック体制の強化を図ることとした。
青い森鉄道株式会社	会計伝票が起票（出力）されていないため、金銭の収納及び支払に係る記帳において、所定の責任者による証憑書類との照合及び承認がされていない。	振替伝票を起票（出力）し、財務責任者（総務部長）の承認を受けるよう事務改善を指導し、平成16年２月１日より実施されている。
青森県中学校体育連盟	学校体育振興費補助金において、精算が適正に行われていないものがある。	旅費の返納に伴う補助金の精算（返納）を行うとともに、事務処理に遺漏のないよう指導した。

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成14年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、措置の内容を公表する。

平成16年３月５日

青森県監査委員　片谷　稔
同　橋本敏子
同　西谷　洌
同　清水悦郎

監査箇所名(公の施設等)	監査項目	監査結果	措置の内容
財団法人青森県スポーツ振興事業団	委託業務に関わる入札制度の有効性	清掃業務等の指名競争入札による業務委託について、5年間同一業者が落札し続けているケースが数多く見	業者選定の機能強化のため「建設工事等指名業者選定要領」及び「随意契約業者選定要綱」を策定し、専務理事を委員長とする指名業者選定委員会と事務局長を会長とする業者選定会を設置し、50万円以上の契約

		受けられることから、適正な競争原理が機能するよう入札の改善を図る必要がある。	について、業者選定の適正化を図るとともに、業者の固定化防止に取り組み、競争原理が機能するよう改善を図った。
	理事会機能のあり方	理事会が、実質的で機動的な意思決定機関として本来の役割を果たせるよう、理事会に出席できるような人を理事に選任すべきである。	平成15年度の理事の選任においては、理事会に出席できる方という観点でそれぞれの分野から人選し、理事会の活性化を図った。
	スポーツ事業費補助金の精算手続	各種団体に対する選手強化や大会派遣コスト等の補助金交付の精算手続きが、論理チェックによる簡便法で処理され、事前の予算予定額と実際額が一致する形で精算がなされ、それを立証する請求書/領収書の添付と差額の精算という形が取られていないものが多い。	財団では、平成15年度より、補助金交付要綱を修正し、宿泊費の確認を領収書により行うこととし、また、関係各競技団体にも周知を図ったところである。
	スケート場の貸靴等委託業務	貸靴委託業務の中の貸靴補充費は、年間約５百万円(年間600足）計上され、これは過去の入場者数を前提とした積算に基づいているが、利用者数が著しく減少している状況等から、過去の実績より当年度実績値に基づき積算すべきである。	財団では、アイススケートの貸靴補充費について、今年度はここ数年の利用者実績に基づき、積算し発注した。
	旅費の事務手続	事業団では、事務局長が出張する場合の命令権者は専務理事、専務理事が出張する場合の命令権者は理事長となっているが、命令権者の未承認の（承認印のない）出張が散見された。	財団では、旅行命令は旅行の前に必ず命令権者の承認を受けることを徹底し、決裁漏れがないようにすることとした。
	倉庫の無償貸与	公の施設であるスケート場の倉庫が無償貸与されていたが、貸与に関する申請書や承諾書など財務規則に規定された手続きをとるべきである。	今年度以降、倉庫を貸し出す場合には、所定の手続き（行政財産使用承認、貸与先が県の機関のため無償）を踏まえた上で、利用させることとした。
社団法人青森県産業振興協会	適法な登記手続の要請	資産総額は、毎事業年度終了後登記する必要があるが、当協会では設立以来登記されていない。また、役員変更登記も未登記になっている。	１　資産総額については、平成15年度総会終了後に登記しています。 ２　役員変更登記については登記済みです。
	理事会機能と理事会議事録	理事会の議事録がほとんどなく、理事会開催の有無、日時、場所、出席理事の氏名、議決事項等も確認することができない。定款上も議事録の作成は不可欠である。	今後、理事会の議事録は必ず作成することとします。 なお、13年度分以降については既に作成済みです。
	基本金の法的根拠	社団法人である当協会の貸借対照表には、基本財産及び基本金が計上されているが、社団法人は人の集合体であり、基本財産及び基本金を計上するには定款上に基本財産に関する規定を設ける必要があるが、規定されていない。基本金プロセスの法的根拠を明確にしておく必要がある。	１　賛助会員による出資については、基本財産としなくてもよいとの関係当局の見解を得ています。 ２　基本金の設定プロセスの法的根拠については定款へ規定を設けることについて検討中です。
	業務委託に係わる契約方法	振興協会の財務規定において、請負契約は250万円	平成14年度以降は財務規程どおり処理済です。

の選定	未満の場合は随意契約によることができるが、契約金額が250万円を超える除雪契約について随契によっていた。時間的制約が理由であったが、判例上競争入札に付さない理由は厳密にとらえられており、時間的制約だけでは十分な理由とはいえない。	
指名競争入札の参加者資格要件	指名競争入札への参加者資格は、契約の種類に応じあらかじめ定めることになっているが文書化はされていない。慣行として、青森市内に本社があり、県の競争入札参加資格者名簿、等級格付Ａのものを対象にしているが「青森市に本社がある」等の制約条件が適正な競争原理を阻害しないかを検討し、規定を作る必要がある。	財務規程の見直しにより、明文化する予定です。
入札手続における参考見積の徴収	入札予定価格の参考とするため業者から参考見積を徴収しているが、徴収業者が１社で、その業者が予定価格の98％～99％を超える落札価格で落札しているケースが散見される。適正な競争を促進するためには指名業者の全てから徴収する等公平性が保たれる必要がある。	複数社から徴収しており、措置済みです。
入札結果検証制度の整備	特定の業者が長期間にわたり落札し、落札価格が予想価格に非常に近く、予定価格以下で入札しているのは１社だけという状況が続いている。 競争入札制度が有効に機能していないと認められる場合には、その判断基準、対応マニュアル等を定め運用することが必要です。	対応マニュアルを整備する予定です。
収益事業への人件費等の配賦基準	駐車場事業は収益事業として区分経理され、事務局次長以下４名の人件費がすべて収益事業の人件費として計上されているが実際は各種の業務に携わっている。収益事業に直接要した費用は、収益事業に直接負担させ、共通費用は合理的な基準で配賦計算すべきである。	顧問税理士と相談の上、15年度決算から反映させる予定です。
テナント・会議室貸付と収益事業課税	テナント貸しや会議室貸付などの貸付事業による収入は一般会計の収入として認識されており税務申告の対象とはしていないが、法人税法上「不動産貸付業」は収益事業として課税対象となっており、再検討が必要である。	顧問税理士と協議しながら検討して参りたい。
テナント入居の届出	テナントの入退去は、知事の承認を受けることが規定で定められているが、その手続きが実施されていない。	テナント入居の際には、県の承認を得ることとし、定期的にテナントの状況を報告することとしたい。

アスパムを通じた観光促進コストと成果	観光客誘致・物産販促活動事業全体に関わる損益の概要を明らかにするため、発生主義の視点からの試算では、アスパム単体では年間23百万円の赤字を計上し、県は実質年間109百万円の負担をしているが、観光客を含む利用者一人当りの県負担コストは、142円となっている。	今後とも、県負担コストの低減化に努めて参りたい。
情報公開に関する準備	公益法人の指導監督基準により、平成10年１月以降開始事業年度より情報公開が義務づけられているが、当協会では情報公開規程が作成されておらず、閲覧者への対応が不可能である。早急に情報公開規程を作成し、関係書類を備え置くことが必要である。	（財）青森県企業公社との統合を契機に作成済です。
内部統制に関する６つの問題点	内部統制に係る手続きとして、連番管理されていない領収書、売場における鉛筆書の売上記録、無料駐車券の台帳の未作成、販売用物品の定期的実査、財務規程に準拠した現金の入金手続き、観覧券の現物管理において、管理上問題がある。	1　証憑の管理 ①　証憑の「支払済」の押印については実施済みです。 ②　領収書の一連番号は実施済みです。 2　物品販売収入の管理 ①　日々の売上記録と現金の照合したものの押印については、実施済みです。 ②　販売実績のない日の売上記録の作成については、実施済みです。 ③　売上記録の鉛筆書きはボールペン書きに改め実施済みです。 3　駐車場収入の管理 ①　駐車場収入とレシートとの照合した人の押印については、実施済みです。 ②　無料駐車券管理簿については、作成済みです。 4　販売用物品の管理 販売用物品の残高照合は半期に一度だったが、毎月照合しています。 5　現金・預金の管理 ①　預貯金の残高照合は可能な限り（収納した金銭は毎日）頻繁におこなっています。 ②　その日のうちの預け入れ及び毎月一回の残高証明による照合は対応予定です。 6　観覧券の現物管理 観覧券の現物管理の改善については、実施済みです。
計算書類に関する６つの問題点	計算書類について、財産目録の記載、計算書類に対する注記、予算に対する注記、事業費の区分、退職給与引当預金支出の区分表示、正味財産額の年度間数値の差額において、適切に処理されていない。	1　財産目録の記載 平成14年度決算から実施済みです。 2　計算書類に対する注記 顧問税理士と協議し、改善していきたいと考えています。 3　予算に対する注記 15年度予算から実施済みです。 4　事業費の区分 15年度予算から実施済みです。 5　退職給与引当預金支出の区分表示 15年度予算から実施済みです。 6　正味財産額の不一致 今後は、顧問税理士と協議し、改善していきたいと考えています。
会計処理に関する14の問題点	会計処理について、規定上実施すべき減価償却や退職給与引当金、賞与引当金の未計上など、14の問題点が見られる。	1　減価償却 平成14年度決算より、減価償却した額を計上済みです。 2　什器備品・展示物の物品管理 ①　固定資産台帳実地調査、管理番号入力等については、現在実施中です。 ②　固定資産の廃棄に関する様式及び承認関係の規程を整備する予定です。 3　什器備品・展示物の会計処理 会計処理については今後適正に処理していくこととしています。 4　修繕費に係わる取扱 ①　契約書作成については、財務規程どおり処理していくこととしています。 ②　駐車場レジの誤処理は14年度決算で処理済みです。 5　退職給与引当預金の計上と規程の整備

				①　14年度決算で計上済みです。 ②　退職金規程は、整備済みです。 6　賞与引当金の計上漏れ 顧問税理士と協議し是正して参ります。 7　棚卸資産の計上漏れ 14年度決算で計上済みです。 8　未収金・現金の誤計上 14年度決算で計上済みです。 9　仮勘定の精算 今後は適正に処理して参ります。 10　特定積立金の目的 入居保証預り金対応分については、特定預金として拘束し、固定資産に計上済みです。 11　雑収入について 所轄税務署と協議し、検討して参ります。 12　駐車料金補填金の計上区分 15年度から特別会計に計上済みです。 13　講演料謝金の源泉徴収について 今後は支払いの都度、源泉徴収して参ります。 14　契約書記載の消費税等の金額 今後は適正に処理していくこととしています。
青森県立図書館	近代文学館における特殊資料の現物チェック	太宰治、石坂洋次郎、寺山修司、三浦哲郎等青森県出身の著名な作家の草稿や手紙が特殊資料として保管され、サンプリング調査では不一致がなかったが、毎年全件を定期的・計画的に実地棚卸を行いチェックする体制が望ましい。	平成14年11月、「文学館特殊資料点検計画」を以下のように作成した。 平成14年12月と平成15年５月に、既に点検を実施済みであり、今後も継続する予定である。 1　実施計画 ①　年２回、５月と12月に点検を実施、平成16年度末までの全５回ですべての特殊資料（平成14年11月現在、10,937点）を点検する。 ②　平成17年度以降は、その時点での資料数によって新たに計画を立てる。 2　実施方法 特殊資料庫内の資料を原簿と照合し、次の点を確認する。 ①　所在の不明なものはないか。 ②　適切な場所に保管されているか。 ③　ラベルや保存状態に不備はないか。 不明な点、不備な点があればチェックし、改善する。 文学館職員・解説員が４つの班に分かれ、分担して実施する。他業務に支障のないよう時間帯を調整して、期間内にそれぞれの班ごとで行う。
郵便切手等の保管限度	県立図書館における郵便切手の保管量は、使用量に対して過大であり、当面必要のない郵便切手等の多額の保有は、管理上好ましくない。	報告書の結果を踏まえ、平成15年度以降は切手種類ごとの使用実績に応じて購入するなど、適正な在庫管理に意を用いた運用を図っていきたい。 なお、平成15年９月末現在の在庫状況は下記のとおりとなっている。 種　類　枚数　金額　(4月以降購入) 200円　48枚　9,600円　400枚　80,000円 100円　60枚　6,000円　300枚　30,000円 90円　0枚　0円 80円　323枚　25,840円　1,500枚　120,000円 50円　104枚　5,200円 20円　0枚　0円 10円　266枚　2,660円 はがき　121枚　6,050円　750枚　37,500円 計　922枚　55,350円　2,950枚　267,500円	
委託業務の指名競争入札	競争入札手続は法に準拠しているにしても、過去５年間同一業者が落札を続けていたり、予定価格の算定上、情報収集・検討が十分に行われているとは言い難い状況があり、結果として高額な業務委託が行われていたものと推測される。	報告書の結果を踏まえ、平成15年度の当館における業務委託（９業務）の入札執行に当たっては、次の点に留意のうえ、実施した。 ・　透明性を高めるため、指名業者の入れ替えを行った。 ・　仕様書の内容を再点検し、二業務を一本化するなど、効率的、経済的運用に努めた。 ・　予定価格については、これまで過去の実績等を参考に積算してきたが、これに加えて財政課の単価や土木が作成した労務単価表を用い、また、単価表のないものについては、取引の実例価格を参考にするなど、適正な価格算定に努めた。 ・　その結果、指摘を受けた５業務における15年度の契約金額は、下記のとおりとなっている。 業務名　14年度　15年度　差引(15−14) 清　掃　18,322,500　12,484,500　△5,838,000 環境衛生管理　1,837,500　1,600,000　△237,500 消防設備点検　1,680,000　1,512,000　△168,000 し尿浄化槽維持管理　5,355,000　4,980,000　△375,000 植栽管理	

			6,342,000　5,827,500　△514,500 計　33,537,000　26,404,000　△7,133,000 (単位：円)
	美術品の貸出手続	県立図書館所有の美術品３点が、Ｈ２年に県営スケート場に貸し出されたが、その後更新の手続きなく、スケート場側でも借り出された記録がなく、関係者が現状を理解出来ない状況となっていた。	県立図書館で所有する物品の貸し出しを希望する者から、貸出許可申請書を提出していただき、問題がない場合は、財務規則に定められている物品貸付調書を作成するとともに、貸出許可書を申請者に交付のうえ、当該物品を貸し出しする措置を講じた。
	備品の管理	ターミナルサーバー、ワープロ等の物品が規則に反し、使用されないまま放置されていた。他部署の利用に供するため、管理換え又は廃棄処分など適切な事後処理をとり、備品管理の適正化を図ることが望まれる。	報告書の結果を踏まえ、指摘のあった３備品について再度点検をしたところ、使用不能であると認められたので、所定の手続を経て棄却処分を行った。 なお、現在、併行してその他の備品についても、適正な管理を図るため、その使用状況等の再点検を行い、必要に応じて管理換え又は棄却処分を実施するなどして、適正な備品管理に努めていくこととしている。
三内丸山遺跡	管理運営組織の複雑性と課題	三内丸山遺跡は、県土整備部と教育庁による二重共同管理による複雑な維持運営がなされており、このような複雑な管理方法が、遺跡毀損（又は損傷）事故の遠因の１つになってはいなかったとは言い切れない。	三内まほろばパークは、国特別史跡「三内丸山遺跡」を活用した都市公園として整備・管理しているため、史跡を管轄する教育庁と公園を管轄する県土整備部の２者により管理が行われている。 今後、二重管理による弊害を防ぐため、これまで必要に応じて設けていた打ち合わせ会議を定期的に開催するほか、事故の再発防止に向けた改善策を作成し、実行している。
	利用者・見学者数の逓減傾向	基本計画の中で年間利用者数100万人と試算していたが、57万人をピークに減少を辿っている。縄文時遊館のオープンで利用者の盛り返しが期待されるが、遺跡のソフト面の開発・県民のリピート利用客化の努力をし、三内丸山の恒常的魅力を高めて行く活動が必要である。	昨年11月30日に縄文時遊館が開館し、以来、３月末までに82，706人の入場（昨年比62,527人増）があり、新幹線の開業効果もあるものの縄文時遊館の整備効果は確実に出ていると思われる。 しかしながら、指摘のとおり施設の充実による利用者数の増加は一時的なものであり、その後の継続的なソフト運営がなければ逓減していくことは確実である。 現在、縄文時遊館内で、来場者対象の体験工房を運営している他、遺跡内では、考古学の調査研究を還元するための特別展示や体験学習を実施しているが、より一層三内丸山遺跡をアピールするため、今後とも、関係機関と連携して、より積極的なソフト事業の展開を実施していくこととしている。 平成15年９月13日～23日に、縄文・三内丸山秋まつりを開催した。
	遺跡に係わる製作品の管理	遺跡関係の活動としてレプリカ群の製作が行われ、Ｈ７年に22百万円、Ｈ８年に12百万円、Ｈ９年に24百万円が支出されたが、これらは県の財務規則に基づき資産計上され、帳簿管理される性質のものと考えられるが、支出時に経費処理されるのみで資産計上されていない。	委託料で製作したレプリカ類を備品で管理されていなかったが、レプリカ類については、会計機関と協議の上備品として管理することとした。 今後は、このようなことのないよう、適正な事務処理を行っていきたい。
	委託業務の指名競争入札	委託業務の指名競争入札について、入札手続上は適切なのであろうが、同一業者が５年間連続落札している事例、落札率が90～99.98％と高いものなど、競争原理が有効に働いているのか疑問が持たれる。	今後は、指名業者の一部入れ替えを行うなど、同一業者の指名が連続して行われる事態を避け、競争原理の有効性を確保してまいりたい。 ちなみに平成15年度には、清掃業務、警備業務、維持管理業務について、指名業者の一部または全部の入れ替えを行ってまいります。
	設計変更に伴う契約変更事務	入札・落札された工事が、１カ月後78％増加で契約変更された事例があるが、これは代金が30％を超える工事の変更は原則別途契約とするという要領に反し、また、その合理性を立証する書面も	今後はこのようなことがないように、「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」に沿って、適切な措置を講じるとともに、変更理由書には計数的比較資料等十分な根拠を残すこととしたい。 また、当初発注にあたっては、その設計内容を所内で十分検討し、大きな設計変更額生じないよう留意したい。

			見あたらなかった。	
		物品の管理状況	展示室及び体験学習室内にある物品の中に、現在高報告書と容易に照合できないもの、現在高報告書に計上されていないもの、除却済のものが現在高報告書に計上されているなど、財務規則に従った処理及び管理がなされていないものが見られる。	１　展示ケースについて 重要物品となっている展示ケース８点については、関係書類を整備し、適切に管理することとした。 ２　現在高報告書の記載漏れ及び除却漏れについて 記載漏れのアップルパソコン及び除却漏れのプレハブについては処理を完了しており、今後はこのようなことがないよう適切な管理を行いたい。 ３　寄贈物品の出納漏れについて 物品出納手続をし、適切に管理することとした。 今後は、このようなことのないよう、適正な事務処理を行っていきたい。
	白神山地ビジターセンター	入札時におけるアフターコストの検討	初期投資額６億円の超大型映像施設については、その後補修維持のため高額なコストが発生していく仕組みになっている。 初期投資発注の段階でアフター業務コストの発生額を抑制するような入札が望まれる。	今後、設備の更新又は新たな施設の整備拡充等の事態が生じた場合は、地方自治法施行令第167条の10の２により対応する。
		随意契約における予定価格の役割	随意契約の予定価格算出にあたり、予定価格と契約金額が完全に一致するという取引例が多く見受けられる。 経済性確保をねらった予定価格制度の趣旨を十分に勘案し、効果的に運用すべき。	対応済である。 大型映像フィルムの焼き増しについては、その業務を遂行できる業者が国内で１社だけであることから、当該業者の見積額の妥当性を検討するため、類似業界の標準的価格を調査した結果、見積額は標準的価格の３分の１程度であったことからこれを採用した。 その他の契約については、聞き取り業者数を増やし、標準的な価格の聞き取りを行い予定価格を設定したことから、予定価格と契約金額が完全に一致する取引はなくなった。
		清掃業務委託契約	過去３年間清掃業務の入札で、特定の会社が99.6％の高い確率で落札している。	対応予定である（一部対応済）。 平成15年度委託契約に係る入札においては入札参加業者数を増やしたが、結果として落札額が若干低下したものの前年度と同じ業者が落札し
			より競争的な状況で入札が行われるようにすべき。 また、ビジターセンターの非常勤職員の平均給与水準と比べ、清掃業務委託費のコスト水準は少し高く推移している。 利用客数の季節変動を踏まえ、冬期間清掃業務の委託量を調整することを検討すべき。	ている。 次年度は、こういった結果を踏まえ、類似の公所等の業務実施状況の把握に努めるとともに、閑散期（冬期間等）の業務内容を精査し、業務量を勘案のうえ積算し、より競争性のある入札としたい。
		展示品の取扱	複数の高額な展示物について、公有財産の台帳には総額で「数量１、価格691百万円」とのみ記載されている。 実態を適切に表すような形で会計処理し、管理すべき。	今後の検討課題とする。 展示品は一括発注のため取得価格が総額しかない。このため、取得時点における台帳登載については県の財務規則上、問題のない処理と考えている。 しかし、今後展示品の一部更新、取替を考慮した場合、耐用年数・展示コーナーごと等の管理の必要性があるので、所要の分類管理を検討する。
		ビジターセンターの運営コスト	ビジターセンターの発生主義による行政コストは１人１回あたり約4,100円と算出され高額と考えられる。 利用者数を増加させる努力をすることにより、成果指標としての１人あたりコストの引き下げを図ることが必要。	対応予定である（一部対応済）。 施設管理費については、16年度予算要求にあたり、見直しを行う。 また、利用者増加対策としては、 １　県内学校等へのＰＲ等の働きかけをさらに展開する。 ２　旅行者等への情報提供、連携の強化を図る。 ３　ホームページの更新等の方策の検討を行う。 ４　センター主催の行事に趣向を凝らし、リーピーターの確保を図る。 これらのことを積極的に実施し、入館者数の確保と増加を図りたい。 以上の両面から対応することにより、運営コストの引き下げを実現する。
	青森県立郷土館	利用者増加対策	郷土館利用者数の急速な減少が見られるが、郷土館の利用者を増加させるための具体的・抜本的な対策が取られてこなかった。	１　小・中学校への対策 ①　移動博物館（出前授業）の実施により郷土館から積極的に出て行ったり、調べ学習応援団の実施により、ＦＡＸやメールでの利用ができるようにするなど学校への様々な支援・サービス

		14年度以降改善努力が見られるが、開館・利用時間の見直し、アンケート調査の更なる有効な生かし方、広報活動の強化等も勘案し、早急な対応が必要である。	を行っている。 ②　当館の特色（考古・自然・歴史・民俗・先人等の豊富な資料）を学校が分かりやすいように紹介する利用案内「こんにちは郷土館です」を発行し、ＰＲに努めている。 ③　繰り返し来館・利用してもらうために、体験学習コーナーの増設、持ち帰り資料や展示解説（博物館授業）の充実に努めている。 ２　一般、高校・大学への対策 ①　開館日数及び特別展の開館日数を段階的に増やしている。 ②　ギャラリトークを日曜日の他に祝日・特別展においても実施したり、さらに音声ガイドを取り入れて観覧者へのサービスの充実に努めている。 ③　４月１日から前売り割引制度を新設し広報・宣伝の長期化と割引料金による観覧者増を図っている。 ④　報道機関との共同開催により広報・宣伝活動の強化等進めている。 ⑤　市町村立博物館や民間事業者との共同開催により、当館所蔵資料の活用や優れた鑑賞機会の提供に努めて観覧者増を図っている。 ３　開館・利用時間の見直しについて 今後、開館時間を繰り上げて午前９時開館とすることや月曜休館を廃止して開館日数を増やすことも計画するが、光熱水費等の経費増を伴うので、16年度当初予算案と併行して提案する考えである。
	郷土館の運営コスト	郷土館の運営に伴う入館者１人１回当たり行政コストは11,614円と算出され、又、入館者数を観覧者に限定した場合の行政コストは24,000円にも達することから、県民が納得するような抜本的な対策が望まれる。	観覧者数が長期低落傾向にあり、これを改善するために様々な利用増対策を進めた結果、平成14年度における決算ベース（概算）で運営コストは、観覧者１人当たり約20,000円程度にまで改善されている。 また、平成15年度の観覧者数は、４月から６月までの３月間で21,693人となっており、監査を受けた平成13年度の１年間（19,209人）をすでに上回っていることから、平成15年度の行政コストは大幅に改善される見通しである。 平成13年度と平成14年度との運営コスト比較（概算） 13年度(上段) 14年度(下段) 行政コスト(a)　461,169,149円 431,161,182円 観覧者数(b)　19,165人 21,464人 利用者総数(c)　39,708人 72,095人 観覧者１人当たりコスト(a/b) 24,063円 20,087円 利用者１人当たりコスト(a/c) 11,614円 5,980円 観覧者収入　2,230,415円 2,723,060円 ホール使用料収入　136,389円 2,248,170円
	図録等印刷物の制作	郷土館が作成している定期刊行物や臨時刊行物については、必ずしも全てが有効に活用、配布されておらず、未使用残が発生していることから、必要にして十分な製作部数に限定すべきであり、効果的な改善策を取ることが望まれる。	１　14年度まではそれぞれの刊行物の内容に応じて配布先、印刷部数を検討して発注すべきところ、担当者任せであったり内容の異なる刊行物の配布計画を用いて印刷部数を決めるなどしてきた。15年度からは、各刊行物の配布計画を十分検討して印刷部数を決定している。 ２　15年度から書庫を設置し印刷物の保管状況を明確に把握できるように改善した。また、残部の多かった印刷物については、学校、社会教育機関、研究者等へ配布し、活用の拡大を図った。
	委託費の指名競争入札	清掃業務及び空調機器運転等業務の２委託業務において１つの業者が５年間落札し、警備業務においても５年間他の同一業者が落札し続けていることから、指名業者の枠の拡大など検討すべきである。	平成15年度の指名競争入札においては、①指名業者の拡充（４社から５社に拡充）、②委託業務内容の精査により所要経費を見直しした上で入札を執行した。 結果として、落札業者には変わりがなかったが、１業務は不調につき最低価格入札者との随意契約となった。 指名業者の範囲拡大については、同様の指摘を受けた他の機関にも協議しながら、なお検討していく。
	特別展期間中の来	県立郷土館の文化的存在意義を県	１　今年度から特別展の開催日数を増やしたり、特別観覧料金や前売

館者数	民にＰＲする特別展期間中の来館者数は、長期減少傾向にあることから、その理由や内容を分析検討し、県民のニーズの吸収など来館者数により、増加に結びつくことが期待される。	り割引制度に関する条例改正を行い、民間事業者との連携をすくする基盤を整えた。 ２　民間事業者が当館を会場にして展覧会を開催する場合「貸しホール」の立場から「共同開催」の立場にシフトして民間事業者へのサービスを拡充した。 ３　報道機関とのパートナーシップを強化し、積極的にＰＲを行っている。 ４　特別期間中のギャラリートーク等実施したり、新たに音声ガイドを取り入れたり、観覧者への展示解説サービスを行うなど、様々な対策により来館者の増加を図っている。
委託費に含まれる物品の計上	展示替業務における人件費に係る物品制作費について、物品製作費の一部として計上資産とされるよう、会計処理を改めるべきである。	これまでは、長期間にわたる慣例として、人件費相当額を除いて物品評価額を算出してきたが、監査の指摘もあり、県出納局から該当指摘を否定する見解もなかったので、平成15年２月から人件費相当額を算入するよう改めている。
廃棄予定備品等の処理	郷土館内の備品の管理状況について、長期間未使用や廃棄予定のものが規則に反し、適切な処理をされないままに放置されていること、定期的に物品の利用状況を確認し、取り扱いを明確にしておく必要がある。	今後使用できない備品については平成15年３月に廃棄処分し、また庁用備品として保存する必要があるもの資料としては、備品として博物館資料に分類換えする手続きを行った。なお、今後は利用計画を確認して、適切に管理するよう注意していく。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭